

児童発達支援事業所の公募に係る選定基準

(別紙3)

No	審査項目 (大項目)	審査項目 (小項目)	審査基準 (網掛け部分は事前審査項目)	満点
1	事業所の所在 【5】	開所予定地の小学校区内における児童発達支援事業所の所在	①所在しない場合：5点 ②所在する場合：0点	5
2	事業所の設備 【20】	指導訓練室の面積 (児童1人当たりの面積)	①5.5㎡以上：5点 ②5.0㎡以上5.5㎡未満：4点 ③4.5㎡以上5.0㎡未満：3点 ④4.0㎡以上4.5㎡未満：2点 ⑤3.5㎡以上4.0㎡未満：1点 ⑥3.5㎡未満：0点	5
		独立した事務室の設置	①他の居室と独立して設置※：5点 ②上記以外：0点 ※固定された区画により、従業者以外が自由に出入りできないスペースが確保されていること	5
		独立した相談室の設置	①他の居室と独立して設置※：5点 ②上記以外：0点 ※可動式のパーテーションによる間仕切りは不可 ※静養室との併用は可	5
		車いすを使用する児童の受入が可能な施設	ア. 指導訓練室が1階に所在 イ. 指導訓練室が2階以上に所在するがエレベーターによる移動が可能 ウ. 車いすが利用可能な通路幅の確保 (利用者が使用する通路のみ) エ. 車いすが使用可能なトイレ面積の確保 ①ア又はイに該当し、かつウ、エの両方を満たす場合：5点 ②ア又はイに該当し、かつウ、エのいずれかを満たす場合：2点 ③上記以外：0点	5

3	<p>人員配置</p> <p>【15】</p>	<p>人員基準を上回る職員配置</p> <p>※人員基準を除く職員の常勤換算後の合計人数で採点</p>	<p>①人員基準を上回る配置として、3名以上を配置 : 5点</p> <p>②人員基準を上回る配置として、2名以上3名未満を配置 : 3点</p> <p>③人員基準を上回る配置として、1名以上2名未満を配置 : 1点</p> <p>④人員基準と同数又は人員基準を上回る配置が1名未満 : 0点</p>	5
	<p>従業者のうち常勤職員の人数</p> <p>※管理者、児童発達支援管理責任者を除く。</p> <p>※週の勤務日数を問わない。</p>	<p>①4名以上 : 5点</p> <p>②3名 : 3点</p> <p>③2名 : 1点</p> <p>④1名 : 0点</p>	5	
	<p>専門性の高い有効な発達支援を行うための専門職の配置</p> <p>※原則、管理者・児童発達支援管理責任者以外で配置する職員で採点。ただし、看護職員に限り、管理者・児童発達支援管理責任者との兼任を可とする。</p>	<p>ア. 保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る）</p> <p>イ. 理学療法士又は作業療法士</p> <p>ウ. 言語聴覚士</p> <p>エ. 心理指導担当職員（大学（短期大学を除く）もしくは大学院で心理学を専修し、卒業した者で個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者）</p> <p>オ. 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）</p> <p>①ア～オのすべての専門職を配置している : 5点</p> <p>②ア～オのうち、4項目の専門職を配置している : 4点</p> <p>③ア～オのうち、3項目の専門職を配置している : 3点</p> <p>④ア～オのうち、2項目の専門職を配置している : 2点</p> <p>⑤ア～オのうち、1項目の専門職を配置している : 1点</p> <p>⑥ア～オのいずれの専門職の配置がない : 0点</p>	5	

4	障害児相談支援 【5】	障害児相談支援の実施の有無	ア. 公募申込開始日までに本市内を開所予定地とした指定申請書を既に提出 イ. 公募申込開始日より直近1年以内に本市内に新規開所した実績を有する ①ア又はイを満たす場合：5点 ②上記以外：0点	5
5	事業の継続性 【20】	実地指導の有無	ア. 本市内で <u>児童発達支援</u> の運営実績があり、過去1回以上実地指導を受けている イ. 本市内で <u>放課後等デイサービス</u> の運営実績があり、過去1回以上実地指導を受けている ①アを満たし、かつ該当する全ての事業所について直近の実地指導で文書指摘がなかった場合：5点 ②イを満たし、かつ該当する全ての事業所について直近の実地指導で文書指摘がなかった場合：2点 ③上記以外の場合：0点	5

		<p>本市における安定した児童発達支援の運営実績</p>	<p>ア. 過去2年間、法人の運営において重大な事故※1 や不祥事※2 がない</p> <p>※1 利用者の死亡、入院を要する怪我、利用者の財物の損壊・滅失等</p> <p>※2 職員の信用失墜行為や法令違反により利用者処遇に影響を及ぼしたもの (虐待認定、適正手続きを欠く身体拘束、不正受給事案を含む)</p> <p>イ. 本市内で障害児通所支援を運営しており、運営主体の法人において、過去2年間又は累積での赤字が生じていない</p> <p>①ア及びイを満たす場合 : 5点</p> <p>②ア又はイのいずれかを満たす場合 : 2点</p> <p>③上記以外 : 0点</p>	5
		<p>必要な運営資金の確保</p>	<p>①事業開始後3ヶ月間に要する費用(人件費及び物件費)相当の資金が確保されている場合 : 5点</p> <p>②上記以外の場合 : 0点</p>	5
		<p>適正な収支見通し</p>	<p>ア. 収入見込みが実現可能なものとなっている</p> <p>イ. 支出が適正なものとなっている</p> <p>ウ. 利益が適正なものとなっている</p> <p>①ア～ウの全てを満たす場合 : 5点</p> <p>②ア～ウの内、2項目を満たす場合 : 3点</p> <p>③ア～ウの内、1項目を満たす場合 : 1点</p> <p>④上記以外の場合 : 0点</p>	5

6	質の高いサービス提供【25】	<p>アセスメントや計画作成のためのスキル (本市が示す事例について、個別支援計画案を作成し提出)</p>	<p>ア. 児童のニーズや課題を反映した計画となっている イ. 保護者のニーズや課題を反映した計画となっている ウ. 到達目標が具体的に設定されている エ. 支援内容が設定した到達目標に適したものとなっている</p> <p>①ア～エの全てを満たし、かつ質の高い支援が期待できる場合：10点 ②ア～エの全てを満たす場合：3点 ③上記以外の場合：0点</p>	10
		<p>事業所における支援の質向上の取組</p>	<p>ア. 研修計画等を作成のうえ、当該事業所の職員に対し、専門知識・支援技術の向上を図るための研修の実施などが想定されている イ. 職員間で支援児童や支援内容の情報を共有する機会をつくることなどが想定されている ウ. 他機関とのケースカンファレンスによる情報共有などの連携が想定されている エ. 提供するサービスについて、保護者からの評価、第三者評価等をインターネットのホームページや会報等で公表するなど、利用者や利用を希望する者にとって満足感や安心感が得られる取組が想定されている</p> <p>①ア～エの全てを満たす場合：10点 ②ア～ウを満たす場合：8点 ③ア～エの内、2項目を満たす場合：5点 ④ア～エの内、1項目を満たす場合：3点 ⑤上記以外の場合：0点</p>	10

		職員の職場環境向上の取組	<p>取得可能な処遇改善加算のキャリアパス区分により配点</p> <p>①キャリアパス区分Ⅰ：5点</p> <p>②キャリアパス区分Ⅱ：3点</p> <p>③キャリアパス区分Ⅲ：1点</p> <p>④上記以外：0点</p>	5
7	障害福祉サービスの理解	児童発達支援ガイドライン及び自主点検表に関する理解	児童発達支援ガイドライン及び自主点検表に係る確認書の提出がない場合：▲20点	—
8	基本方針・運営方針【30】	<p>児童発達支援ガイドラインの主旨に沿った支援「本人支援」への取組（※）</p> <p>（※）将来、日常生活や社会生活を円滑に営めることを目的として、子ども本人の最善の利益を考慮し、子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分配慮しながら、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を全て含めた総合的な「本人支援」が行われるものと考えられる</p>	<p>ア. 障害児の人格や適性に十分配慮した支援が見込まれるか</p> <p>イ. 日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活への適応性を高めるための支援が見込まれるか</p> <p>ウ. 「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域をバランスよくカバーした支援が見込まれるか</p> <p>①すべて当てはまる場合：10点</p> <p>②ア、イの2項目を満たす場合：5点</p> <p>③ア、イのいずれか1項目を満たす場合：3点</p> <p>④上記以外の場合：0点</p>	10

		<p>児童発達支援ガイドラインの主旨に沿った支援 「移行支援」への取組（※）</p> <p>（※）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、可能な限り地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図るなど、障害のある子どもに対する「移行支援」が行われるものと考えられる</p>	<p>ア. 保育所等への配慮された移行支援が想定されている</p> <p>イ. 移行先の保育所等との連携（支援内容等の共有や支援方法の伝達、支援体制の構築）が想定されている</p> <p>ウ. 小学校等の就学先への配慮された移行支援が想定されている</p> <p>エ. 地域の同年代の子どもとの仲間づくりが想定されている</p> <p>①すべて当てはまる場合 : 10点</p> <p>②ア～エの内、3項目を満たす場合 : 8点</p> <p>③ア～エの内、2項目を満たす場合 : 5点</p> <p>④ア～エの内、1項目を満たす場合 : 3点</p> <p>⑤上記以外の場合 : 0点</p>	10
		<p>児童発達支援ガイドラインの主旨に沿った支援 「家族支援」の取組（※）</p> <p>（※）子どもを育てる家族に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に置いて、丁寧な「家族支援」が行われるものと考えられる</p>	<p>ア. 家族からの相談に対する適切な助言や良好な親子関係づくりのための支援が想定されている</p> <p>イ. 家庭の子育て環境の整備が想定されている</p> <p>ウ. 小学校、医療機関、放課後等デイサービス事業者といった関係者・関係機関と連携した情報共有の機会の設定などが想定されている</p> <p>①すべて当てはまる場合 : 5点</p> <p>②ア～ウのうち、2項目当てはまる場合 : 3点</p> <p>③ア～ウのうち、1項目当てはまる場合 : 1点</p> <p>④すべて当てはまらない場合 : 0点</p>	5

	医療的ケア児に対する支援	行政が実施する医療的ケア児等支援者養成研修を修了した職員を配置している ①当てはまる場合 : 5点 ②当てはまらない場合 : 0点	5
合 計			120

※網掛けの項目は、設備・人員等といった客観項目として設定している。